

改正案

現行

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の二の規定に基づき、特定建築物を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の二の規定に基づき、特定建築物を次のように定める。

- 一 木造の建築物で高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下のもの
- 二 組積造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの
- 三 補強コンクリートブロック造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの
- 四 鉄骨造の建築物で次のイからへまでに該当するもの
- イ～へ 略

- 一 木造の建築物で高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下のもの
- 二 組積造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの
- 三 補強コンクリートブロック造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの
- 四 鉄骨造の建築物で次のイからへまでに該当するもの
- イ～へ 略

五 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次のイ及びロに該当するもの

五 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次のイ及びロに該当するもの

イ及びロ 略

イ及びロ 略

六 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次のイからホまでに該当するもの

六 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次のイからホまでに該当するもの

イ 地階を除く階数が三以下であるもの

イ 地階を除く階数が三以下であるもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

もの

もの

ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第四号ハ、ホ及びへに適合するもの
ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号ロに適合するもの。ただし、木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物（地階を除く階数が二又は三であり、一階が鉄筋コンクリート造で、かつ、二階以上が木造の場合に限る。）のうち、次に該当するものは、この限りでない。

ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第四号ハ、ホ及びへに適合するもの
ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号ロに適合するもの

(1) 当該建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることが確かめられ、かつ、令第八十一条の三を適用したもののうち、この場合において、同条中「特定建築物」とあるのは、「建築物」と、同条第一号中「各階」とあるのは、「各階（一階を除く。）」とそれぞれ読み替へて計算を行うものとする。

(2) 当該建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分である一階について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三に定める構造計算を行つたものとする。

(3) 当該建築物の木造の構造部分である二階以上の階について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第一に定める構造計算を行つたものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。